

横瀬中学校体育館空調整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル

審査要領

令和8年9月
横瀬町教育委員会

1. 基本方針

横瀬中学校体育館空調整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザルは、提出された審査書類の内容及びプレゼンテーションの優秀性により委託業者を選定するために行う。

2. 審査

審査は、副町長、教育長、総務課長、まち経営課長、建設課長、環境課長、教育次長、横瀬中学校長の8名により行う。

3. 審査行程

審査は、一次審査と二次審査を行うものとし、各審査の内容については次のとおりとする。

(1) 一次審査（提出書類の審査）

- ・提出書類の内容について審査し、二次審査の対象となる事業者を2～3者選定する。審査基準は、別紙1のとおりとし、審査員全員の合計点をその事業者の一次審査の評価点とし、最も評価点の高い提案者から順次選定する。

(2) 二次審査（提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答）

- ・一次審査通過者による提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
- ・プレゼンテーションの内容を審査員が審査し、審査基準の評価項目ごとに評価点を算出し、審査員全員の合計点をその事業者の二次審査の評価点とする。

4. 優先交渉権者の選定方法

- ・二次審査の評価点の総配点が60パーセント以上の者の中で最も高い者を優先交渉権者とする。
- ・上位の提案者が辞退または失格となった場合は、評価点の総配点の60パーセント以上の高い者から順に優先交渉権者とする。

5. 契約者の最終決定

- ・優先交渉権者との交渉を経て契約者を決定する。
- ・第1位交渉権者との交渉が不調の場合は第2位の交渉権者へ順次交渉を行い契約者を決定する。

6. 審査の中止

提案者が、次の（1）から（3）のいずれかに該当した場合は、即時に不合格とし、その提案者の審査を中止する。

(1) 提案者が指名停止を受けた場合。

(2) 提案者が、経営不振の状態（整理開始の申し立て又は通告がされたとき、破産の申し立てがされたとき、再生手続き開始の申し立てがされたとき、更生手続き開始の申し立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にある場合。

(3) 提案者の提出書類に虚偽の記載がある場合。

横瀬中学校体育館空調整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル
審査基準

・事業者評価

評価項目	番号	評価事項
適格性	1	公共事業（公共施設の整備又は改修工事の設計業務）受注実績があり、円滑な業務遂行が見込めるか。

・空調配置計画等に関する評価

評価項目	番号	評価事項
快適性・制御性	2	空調対象範囲（アリーナ、柔剣道場、卓球場）において、適切な温度と湿度が保てるか。
	3	人に直接強い風が当たらない、かつよどみ（気流滞留）ができないよう配慮されているか。
	4	人数や日射の変化による熱負荷の変動に素早く対応できるか。
省エネルギー・経済性	5	イニシャルコスト（設計・工事監理委託料、施工費）は適正か。設備量に過不足なく、無駄な投資になっていないか。
	6	ランニングコスト（電気代、メンテナンス費）パフォーマンスは優れているか。
	7	消費電力や COP（成績係数）に配慮し、断熱対策（後年実施の場合も含め）を活かせるものとなっているか。
安全性・メンテナンス性	8	機器の点検や清掃、フィルター交換はしやすいか。
	9	防球対策は十分なものとなっているか。
その他	10	災害時に使用可能な仕組みとなっているか。
	11	空調効率・経済性を高めるための断熱・遮熱対策に対する考え方、推奨される対策法の提案の有無とその実効性
	12	体育館の使用制限を受けない（可能な限り緩和する）施工方法等の工夫についての提案の有無とその実行性